

令和2年度の予算等が理事会及び評議員会で承認されました

互助組合
(082)228-1386

令和2年3月に開催を予定しておりました理事会及び評議員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、互助組合定款の規定に基づき、書面決議により各理事及び評議員の承認を得る方法に変更されました。令和2年度予算等の各議案については原案のとおり承認されました。令和2年度の事業及び予算については、令和2年度から臨時的任用職員全員が公立学校共済組合の資格を取得することとなり、互助組合へ任意で加入する者が増加することを見込んでおりますが、概ね前年度おりの事業内容と予算額になっております。その他に、令和元年度補正予算、互助組合役員のうち広島県教育委員会事務局選出者の改選等の議案が承認されました。

県互助組合への加入と退会について

互助組合
(082)228-1386

加入

公立学校共済組合広島支部の組合員資格を取得された方（任意継続組合員は除く。）は、互助組合に加入できます。加入する者は、「㊤加入申込書」を提出してください。

なお、任用期間に期限がある有期職員（任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員〔フルタイム〕、契約職員等）は、**組合員資格取得日から20日以内（必着）**に「㊤加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等、有期職員」を提出してください。

また、職員番号（共済組合員証番号）が変更となった場合や期間を空けて任用（共済組合員証の新たな取得）をされた場合は、その都度提出が必要になります。

㊤退職医療制度加入者は、現職加入できません。

退会

組合員資格を喪失又は共済組合員証番号が変更になる場合は、「㊤退会給付金請求書」を提出してください。提出することで、退会給付金が支給されます。

「㊤加入申込書」

「㊤加入申込書 任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等、有期職員」

「㊤退会給付金請求書」

互助組合HPの様式ダウンロード集からダウンロードできます。

公立学校共済組合の被扶養者認定取消に伴う影響について

互助組合
(082)228-1386

公立学校共済組合の被扶養者が遡って取消をされた場合は、共済組合と互助組合から給付されていた、被扶養者に対する医療給付金を戻入していただくこととなります。長い期間を遡って被扶養者の取消があった場合は、戻入金額が多額となり組合員の方への負担となります。また、互助組合へ納入していただいた被扶養者掛金をお返しする必要があります。こうしたことから、被扶養者の取消事由が発生した場合は、速やかに共済組合へ手続をとってください。

互助組合「旅行券」の取扱いの変更について

互助組合がリフレッシュ厚生計画等の事業で平成23年度まで配付していた旅行券について、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、旅行等で旅行券を使用することができない状況となっています。このため、**平成12年度と平成22年度に発行した、平成32年6月30日までが使用期限となっている旅行券について、使用期限を1年延長し、令和3年6月30日まで使用できるよう取扱いを変更します。**

また、他の年度に発行した旅行券についても、今後の新型コロナウイルス感染等の状況によっては、取扱いを変更する可能性があります。